川崎港港湾環境整備施設管理運営要綱(わんわん広場関係抜粋)

第1章 総則

(利用者の遵守事項)

- 第11条 港湾環境整備施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守し なければならない。
- (1) 利用者同士の事故やトラブルなどについては、当事者間で解決すること。
- (2) ごみなどの廃棄物は、原則として、利用者の責任において持ち帰ること。
- (3) 指定された場所以外は犬をリードでつなぎ、ふんは飼い主が持ち帰ること。大型犬の連れ込みは飼主1人につき飼犬1頭とすること。また、犬以外のペットについても、他の利用者の迷惑とならないよう適切に管理すること。
- (4) 駐車場内は徐行すること。
- (5) 自転車の乗り入れは指定された場所のみとすること。また、自転車の運転が可能な場所であっても、低速で利用すること。
- 2 条例第3条第2項の許可を受けて港湾環境整備施設を利用する者は、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 利用を開始するとき及び終了したときは、職員その他施設管理従 事者にすみやかに連絡をすること。
- (2)工作物、準工作物その他の設備等を設置するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 交通の整理(迂回路への誘導を含む。)が必要なときは、これを行うこと。

- (4) 警備員、誘導員及びその他のスタッフが必要なときは、これを配置すること。
- (5)周辺地域の生活環境等に配慮すること。
- (6) 利用終了後、利用した港湾環境整備施設等の清掃を行うこと。
- (7) 利用に伴って発生した廃棄物 (参加者又は見物人等が排出したものを含む。) を自らの責任及び費用負担で適正に処理すること。
- (8)職員その他施設管理従事者から、利用に関して指示があった場合は、これに従うこと。

第2章 各施設の利用について 第3節 わんわん広場

(利用者登録)

- 第23条 わんわん広場を利用しようとする者は、事前に利用登録を行 うこと。なお、登録に必要な書類は次のとおりとする。
- (1)東扇島東公園わんわん広場利用登録申請書兼誓約書(第2号様式)
- (2) 狂犬病予防法に基づく犬の登録が確認できる鑑札の写しまたはマイクロチップ登録証明書の写し
- (3) 利用登録の申請日から起算して1年以内に狂犬病予防接種をした ことが確認できる、当該申請年度の狂犬病予防注射済票などの写し、 または1年以内に予防注射を行った日付がわかるものの写し
- (4) 飼犬の写真(2枚、たて4.5cm×よこ3.5cm)
- 2 利用登録の有効期間は1年間とし、有効期間満了後も継続してわん わん広場の利用を希望する場合は、有効期間満了日から起算して30 日前までに利用登録の更新を行うこと。なお、更新に必要な書類は次

のとおりとする。

- (1)東扇島東公園わんわん広場利用登録申請書兼誓約書(第2号様式)
- (2)利用登録の有効期間満了日から起算して30日前までに新たに狂 犬病予防接種をしたことが確認できる狂犬病予防注射済票などの写 し
- (3) 飼犬の写真(2枚、たて4.5cm×よこ3.5cm)
- 3 登録をすることができるのは、18歳以上の飼主で、かつ登録する 飼犬が生後6か月以上であること。
- 4 市長は、第1項又は第2項に定める申請があった場合は、速やかに 審査し、登録を決定したときは、東扇島東公園わんわん広場利用登録 証を交付するものとする。
- 5 前項の登録証の交付を受けた飼主は、登録証を他の利用者に見える ように携帯し、広場内に入場すること。

(わんわん広場の専用的利用)

- 第24条 わんわん広場を専用的に利用しようとする者は、第4条に定めるところにより利用許可申請を行わなければならない。ただし専用的に利用できるのは、原則として平日又は第2、第4の土曜日、日曜日とする。
- 2 前項の専用的な利用を行うことができる範囲は必要最小限度とし、 全面を利用することはできない、ただし市長が特に認める場合はこの 限りではない。また、その利用目的は、原則としてわんわん広場本来 の利用目的に即したものでなければならない。
- 3 第1項の専用的利用を行う場合を除き、わんわん広場の使用料は無

料とする。

## (利用時間)

第25条 わんわん広場の利用時間は9時00分から17時00分までとする。夏期(6月から9月)については、利用時間を6時00分から19時00分までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

## (利用者遵守事項)

- 第26条 わんわん広場の利用者は、第11条に定めるもののほか、次 に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) わんわん広場内で生じた犬の噛み合い、負傷、死亡、他人への噛みつき等の事故及び紛争等については、利用者の間で直接解決すること。
- (2) 飼主はゴミ及び犬の排泄物を持ち帰ること。また、小便は水をかけるなどの処理をすること。
- (3) わんわん広場の利用に慣れており、かつ、常に飼主の命令が聞ける大以外は、わんわん広場内でリードを外さないこと。
- (4) 犬と飼主は一緒に入場すること。また、中学生以下の利用は、保護者の同伴を必要とし、3歳以下の乳幼児は安全のため入場させないこと。
- (5) 小・中型犬は飼主1人につき飼犬2頭までの利用とし、大型犬は 飼主1人につき飼犬1頭の利用とする。飼主は、愛犬をわんわん広 場の雰囲気になじませてからリードを外すこと。また1人の飼主が 同時に離せる犬は一頭までとする。

- (6) 飼主は、常に愛犬から目を離さないように注意し、他の犬や利用 者の迷惑とならないようにすること。
- (7) わんわん広場内で、犬への餌やりや飼主の飲食は行わないこと。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、わんわん広場の利用はできない。
  - ア 第23条に定める利用登録を行っていない飼主が飼養する犬
  - イ 法令等により定められた予防接種を受けていない犬
  - ウ 利用当日、噛みつきなどのトラブルを起こした犬
  - エ 発情期のメス犬及び病気の犬
  - オ 闘犬を目的とした犬など他の利用者に恐怖感を与える犬
  - カ 犬以外のペット